第６章　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第１節　総　則

１　推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号。以下「日本海溝特措法」という。）第５条第２項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当町における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

２　推進地域

日本海溝特措法第３条に基づき指定された本道の推進地域は次のとおりである。

（令和４年１０月３日　内閣府告示第99号）

＜本道の推進地域＞

函館市、室蘭市、釧路市、帯広市、網走市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、枝幸町、雄武町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、**大樹町**、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

推進地域のうち、日本海溝特措法第９条に基づき指定された本道の日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域（以下、「特別強化地域」という。）の区域は、次の表のとおりである。

（令和４年１０月３日　内閣府告示第100号）

＜本道の特別強化地域＞

函館市、室蘭市、釧路市、苫小牧市、根室市、登別市、伊達市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、豊浦町、白老町、厚真町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、**大樹町**、広尾町、幕別町、豊頃町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、白糠町、別海町、標津町、羅臼町

３　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

当町の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１章第４節「防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱」に定めるところによる。

４　想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の概要

日本海溝及び千島海溝沿いの領域では、プレート境界での地震、地殻内や沈み込む プレート内での地震等、マグニチュード（M）７からＭ８を超える巨大地震や、地震の揺れに比べ大きな津波を発生させる「津波地震」と呼ばれる地震まで、多種多様な地震が発生しており、幾度となく大きな被害を及ぼしてきた。

令和２年に国が公表した巨大地震モデルにおいて推定された最大クラスの津波断層モデルの地震の規模は、岩手県沖から北海道日高地方の沖合の日本海溝沿いの領域がMw9.1、襟裳岬から東の千島海溝沿いの領域ではがMw9.3 であり、いずれの領域においても、最大クラスの津波の発生が切迫している状況にあると考えられている。

また、北海道太平洋沿岸に影響を及ぼす最大クラスの津波浸水予測については、平成 24 年度に作成しているが、令和２年４月に国が日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデルの公表を行ったことから、公表された津波断層モデルを基に検討を行い、令和３年７月に太平洋沿岸の津波浸水予測図を見直し、「津波防災地域づくりに関する法律」に規定する津波浸水想定として設定した。

この新たな津波浸水想定の詳細は次のとおりである。

津波浸水想定について（最大浸水深分布と海岸線の津波高分布）

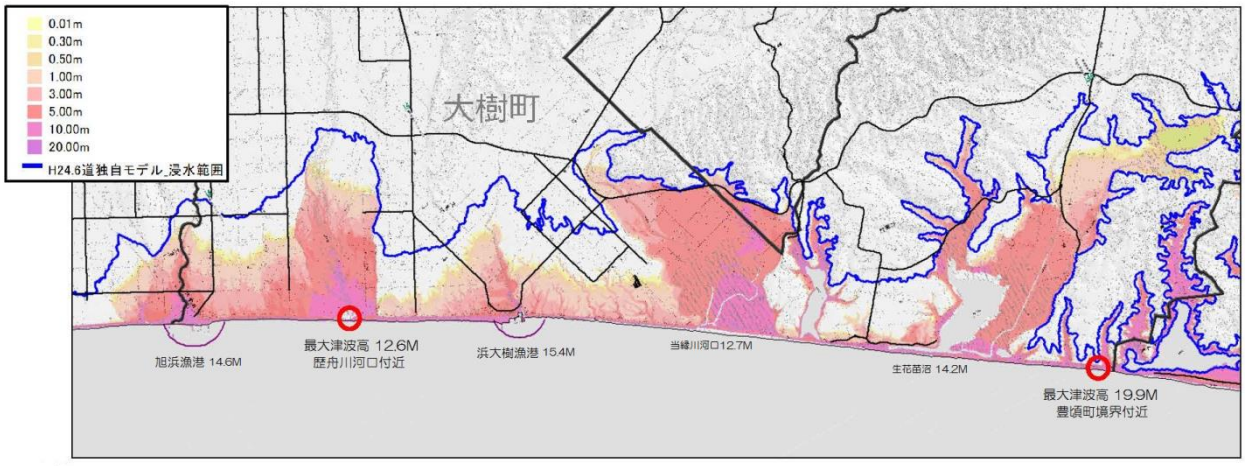

市町名		広尾町	大樹町	豊頃町	浦幌町
最大津波高（T.P.m）		12.5 ～ 25.4	12.6 ～ 19.9	10.1 ～ 22.3	12.3 ～ 21.7
影響開始時間（分）	±20cm	4 ～ 23	13 ～ 23	7 ～ 23	4 ～ 22
	＋20cm	4 ～ 23	22 ～ 23	21 ～ 24	20 ～ 22
（参考）最大津波到達時間（分）		30 ～ 40	35 ～ 39	35 ～ 39	34 ～ 39

【留意事項】

1.「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて設定するもので、津波防災丁目意義づくりを実施するための基礎となるもの。

2.「津波浸水想定」は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を設定するもの。

3. 最大クラスの津波は、過去に実際に発生した津波や、今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではない。

4. この津波浸水想定では、津波による河川内や湖沼内の水位変化を図示していないが、津波の遡上等により水位が変化することがある。

5. 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となることもある。

５　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による被害の特性

想定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、道が公表した津波浸水想定を基に、国が用いた手法を参考とし、浸水域内における時間帯別の人口動態等の状況など実態を反映させ、個別の市町村ごとに策定した被害想定（Ｒ４）等における被害の特性は、次のとおりである。

（１）津波による被害

①　津波による被害が揺れによる被害よりも甚大である。本道では、建物被害（全壊棟）は発生する時期・時間帯の違いによる差はなく、最大で千島海溝モデルでは約 42,000 棟、日本海溝モデルでは約 130,000 棟となる。

②　人的被害は、冬の夕方で早期避難者比率が低い場合（津波避難ビル等を考慮しない）の死者数が最大となり、千島海溝モデルで約 106,000 人、日本海溝モデルで約 149,000 人に及ぶ。

これは、人口が多い都市部では浸水域内に商工業施設等が多く、勤務通勤などのため昼から夕方に多くの人が浸水地域内に滞留し、冬は積雪により避難速度が下がることなどから、冬の夕方が最大死者数となるもの。

しかしながら、早期避難者比率が低い場合（20%）から早期避難者比率が高く(70%)、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われ、指定された津波避難ビルを活用することで死者数は、千島海溝モデルでは 54.7%減の 48,000 人、日本海溝モデルでは 72.5%減の 41,000 人と推計される。

（２）揺れに伴う被害

①　揺れに伴う本道での全壊棟被害は積雪荷重などの影響により冬の夕方が最大となり、千島海溝モデルは約 6,200 棟、日本海溝モデルは約 120 棟となり、人的被害は冬の深夜で早避難意識が低い場合の死者数は約 160 人と最大になり、液状化や急傾斜地崩壊による全壊棟も約 3,600 棟を超える。

（３）積雪・寒冷地による被害の拡大

地震の発生が冬期の場合には、避難路の凍結により避難が困難となり、被害が拡大するほか、積雪による屋根荷重による建物被害の拡大、冬期は火気使用量が増大することから、地震時の出火危険性が高く、火災被害の拡大が予測される。

中央防災会議の被害想定(Ｒ３)では、十勝沖・釧路沖の地震で、夏の昼に発生した場合の焼失棟数は約 600 棟であるのに対し、冬の夕方に発生した場合の焼失棟数は約 3,100 棟となる。

６　道による日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の大樹町の被害想定

被害想定は、具体的な被害を算定し被害の規模等を明らかにすることにより、防災対策の必要性を住民に周知することや、町が個別の地域における防災対策を立案し施策の推進を活用することを目的とするものである。

また、被害想定の算出については、令和３年７月に設定・公表した太平洋沿岸の浸水想定を基に、北海道防災会議に設置している減災ワーキンググループで決定した手法により算出しているが、浸水域の全ての人が地震発生後１０分以内に避難を開始すること、避難訓練や避難施設等の防災対策等を講じることにより被害想定の８割を軽減できるものである。

なお、道の被害想定（令和 4 年 7 月 27 日及び 12 月 26 日公表）については、別紙１のとおり。

（参考）北海道の算出基準

①　震度

詳細なデータを活用し、地表付近の地盤における揺れの増幅率を詳細に算出。

②　建物棟数

市町村別の固定資産課税台帳に基づく、実際の所在地により算出。

③　津波影響人口

国勢調査等に加え、就労者人口の統計データを基に、実際の建物所在地に人口を配分。

④　避難距離

実際の道路状況等から取り得る避難地点までの避難経路を割り出し、避難距離を算出。

⑤　避難者

浸水域内人口から死者と重症者を除いた者を避難者として算出。

被害想定　　別紙　1

① 建物被害　　（全壊棟数／棟）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
揺れ	１０	４０	４０
液状化	－	－	－
津波	１８０	１８０	１８０
急傾斜地崩壊	－	－	－
合計	１９０	２２０	２２０

② 人的被害　　（死者数／人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物倒壊による	－	－	－
津波 【早期避難率高＋呼びかけ】	１４０	２３０	２３０
津波 【早期避難率低】	２１０	２４０	２５０
急傾斜地崩壊	－	－	－

※ 早期避難率高＋呼びかけ（直ぐに避難する割合が 70%、津波避難タワー等を考慮した場合）
早期避難率低（直ぐに避難する割合が 20%、津波避難タワー等を考慮しない場合）

③ 負傷者数　　（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難意識高＋呼びかけ	１０	１０	３０
避難意識低	１０	１０	３０

④ 低体温症要対処者数　　（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
低体温症要対処者			１０

⑤ 避難者数　　（人）

	夏・昼	冬・夕	冬・深夜
避難者		２０	

※ 浸水域内人口から死者と重症者を除いた者を避難者として推計。なお、浸水域内全員が避難（内閣府公表ベース）については、別途推計する。

第２節　関係者との連携協力の確保に関する事項

１　資機材、人員等の配備手配

（１）物資等の調達手配

町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）の確保に努める。また、町内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」）に対する応急救護及び地震発生後の被災者の救護を実施するにあたり、必要な物資等が不足する場合は、道や関係機関等に供給の要請を行う。

（２）人員配備

町は、第２章第２節「大樹町災害対策本部の設置」及び同章３節「非常配備体制」に定める配備体制により人員の配備を行い、人員の配備状況を道に報告する。

（３）災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配備

①　防災関係機関は、地震が発生した場合において、町計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

②　機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

２　他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し締結している応援協定又は知事に対する自衛隊の災害派遣要請については、第４章第２７節「自衛隊派遣要請計画」及び同章２８節「広域応援対策計画」に定めるところによる。

町は必要があるときは、上記の応援協定等に従い応援を要請するものとする。

第３節　積雪・寒冷対策

１　除雪体制等の整備

道路管理者は積雪寒冷地に適した道路整備を行うとともに、国、道と相互連携を図り除雪を協力に推進する。

また、積雪期における、消防水利の確保に困難を期することも考えられるため消防機関においては積雪期の消防水利の確保について配慮するものとする。

２　避難所体制の整備

積雪期における避難所体制については、地域ごとに避難施設を確保し除雪等を早急に行える体制等の整備の確保に努める。

３　寒冷対策の推進

積雪・寒冷期においては、避難所における暖房器具等の確保に努めるとともに暖房用機器及び暖房用燃料等の取扱業者は、地震災害により被災した施設及び設備等の調査、点検を実施し被害にあった場合は二次災害の発生防止に努めるとともに、速やかに応急復旧を行い安全対策に努める。

第４節　津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

地震が発生した場合、地震の大きさや、気象状況等にもよるが、十数分程度で当町に津波が来ることが想定される。この間に住民の円滑な早期避難を行えば、被害は大幅に軽減できると考えられる。

このことから、津波の発生に備え、防災無線など通信施設の保持による住民への連絡体制の確保を図るものとする。

また、地震による道路、公園、漁港などの公共施設の被害は、震災時の避難や応急復旧などの障害になるばかりではなく、住民の社会・経済活動上、計り知れない影響を及ぼすことから、これらの施設の耐震性の強化を図るなど被害を最小限にとどめる対策を講ずる。

１　津波からの防護のための施設の整備等

①　施設整備の推進

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波による被害を防止・軽減するため防潮堤・堤防・水門等の点検や補強等必要な施設整備を推進する。

②　施設管理の徹底

河川、海岸及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検を行うものとする。

③　防災行政無線の整備等

町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線を活用するとともに、整備方針を定めるものとする。

２　津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第４章第１節「災害情報通信計画」のとおりとするほか、次の事項にも配慮する。

（１）津波に関する情報が、住民及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。外国人や聴覚障害者、視覚障害者等にも的確に伝わること等に配慮すること。

（２）居住者等及び観光客等は、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、自ら津波に対する警戒体制をとり、海浜等から退避するとともに、テレビ・ラジオからの津波に関する情報の入手や道及び市町村等による津波に関する情報の伝達を受け、必要に応じた迅速な避難行動に備えるよう努めるものとする。

（３）町は、道等から大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を受けた場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し必要な情報を周知徹底するものとし、休日・夜間等の勤務時間外や停電時の対応を含め、的確な伝達体制を整備するものとする。

（４）関係機関と連携し、船舶、漁船等に対して速やかに大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達を行うものとする。

この場合において、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、陸から離れた水深の深い安全水域への避難等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。

（５）町及び防災関係機関は、管轄区域内の被害状況を迅速・確実に把握するための情報収集の経路及びその方法を点検し、災害情報収集伝達訓練等を通じて被災状況により、通常使用している情報伝達網が寸断される可能性があることを考慮し、円滑な情報伝達体制を整備するものとする。

（６）町は、必要に応じ防災行政無線等の整備等の方針及び行程等を定めるものとする。

３　避難対策等

大津波警報（特別警報）、津波注意報、津波警報が発表された場合、町は海岸付近の住民及び船舶等に対し、直ちに安全な場所への避難広報を行う。

（１）地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、次のとおりである。

【浜大樹地区、旭地区、晩成地区海岸など町内海岸線全域】

（２）町は、次の事項について住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

①　地区の範囲
②　想定される危険（浸水域の範囲）
③　避難所
④　避難所に至る経路
⑤　避難指示（緊急）の伝達方法
⑥　避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
⑦　その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装等）

（３）避難のための指示

①　町長

ア　町長は、大津波警報（特別警報）・津波警報が発表された場合又は海面監視により異常現象を発見した場合、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対して、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行う。また、津波注意報が発表された場合は、海浜等にある者に対し直ちに退避し、安全な場所に避難するよう指示を行う。地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときも、同様の措置をとるものとする。

また、津波来襲が切迫している場合にあっては、必要に応じ最寄りの高層ビルなどに緊急避難するよう指示するものとする。

イ　町は、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜等にある者、海岸付近の住民等に対し、海岸等からの退避、テレビ・ラジオの聴取等警戒体制をとるよう周知するものとし、沿岸の町長は、必要と認める場合には、直ちに退避し、安全な場所に避難するよう避難指示を行うものとする。

ウ　避難指示は、災害の状況及び地域の実情に応じ、町防災行政無線（戸別受信機を含む。）、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあ

らゆる手段を活用して、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達する。

②　警察官又は海上保安官

町長から要請があったとき又は市町村長が避難の指示をすることができないと認めるときは、避難の指示等を行うものとし、その場合、直ちにその旨を市町村長に通知するものとする。通知を受けた市町村長は、その旨を総合振興局長又は振興局長に報告する。

警察官は、天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

②　災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官

天災等により危険な事態が発生し、特に急を要する場合において、警察官がその場にいないときは、危害を受けるおそれのある者を避難させるものとする。

（４）避難指示（緊急）の発令

避難指示の発令基準及び避難所については、第４章第５節「避難救出計画」の定めるところにより、適切に避難の指示を行うものとする。

①　道又は法令に基づく機関から大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の伝達を受けた場合及び報道機関の放送等により大津波警報（特別警報）、津波警報、津波注意報の発表を認知した場合。

②　強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときで、必要と認めるとき。

③　海面監視により異常現象を発見した場合等その他住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断される状況に至ったとき。

（５）避難所の維持・運営

町は、避難所を開設した場合は、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、染食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣を行うものとする。なお、新型コロナウイルス等の感染防止対策を徹底するとともに、避難所への情報の提供や冬期における避難時の低体温症対策として、防寒機能を備えた避難場所等の確保、乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、温かい食事を提供できる体制の構築など、避難生活環境の確保について配慮するものとする。

（６）避難所における救護

避難所での救護に当たっては、次の点に留意するものとする。

①　町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

ア　受入施設への受入れ

イ　飲料水、主要食糧及び毛布の供給

ウ　その他必要な措置

②　町は①に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

ア　流通在庫の引き渡し等の要請

イ　道に対し道及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

ウ　その他必要な措置

（７）災害時要援護者の避難支援

他人の支援を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。

①　あらかじめ在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難に当たり他人の支援を要する避難行動要支援者の人数及び支援者の有無等の把握に努めるものとする。

②　津波の発生のおそれにより、町長より避難指示（緊急）が行われたときは、① に掲げる者の避難場所までの避難支援は、原則として本人の親族又は本人が属する消防団・自主防災組織が指定する者が担当するものとし、町は、避難支援に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

③　海溝型地震が発生した場合、町は① に掲げる者を受け入れる施設のうち自ら管理するものについて、受入れする者等に対し必要な救護を行うものとする。

（８）避難誘導等

避難者の誘導は、町職員、消防職員・団員、警察官及び地域の自主防災組織がこの任に当たり、避難計画及び大樹町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。

また、町は現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり、津波注意や津波避難場所を示す標識を設置するなどして、円滑な避難誘導のための環境整備に努めるものとする。また、津波注意及び津波避難場所等を示す標識の設置にあっては統一標識のデザインを使用するよう留意するとともに、避難経路の除雪・防雪・凍結防止のため必要な措置を講ずるものとする。

（９）避難意識の普及啓発等

町は、地域住民等が、「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち、その意識を持続的に共有し、津波来襲時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう、必要に応じて冬期の課題に配慮された内容により、ハザードマップや津波避難計画を作成・変更し、津波避難に関する意識啓発を実施する。

４　消防機関等の活動

消防関係機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

（１）大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報の的確な収集及び伝達

（２）津波からの避難誘導

（３）自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

（４）津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

５　水道、電気、ガス、通信、放送関係

（１）水道

水道事業の管理者等は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

（２）電気

大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え、冬期の医療施設や避難所等での防寒対策及び夏期の熱中症対策に重要であることを踏まえ、優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し、電力事業者と共有する。

指定公共機関北海道電力株式会社が行う火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの解放等の措置に関する広報、重要施設への電力供給のための体制確保、優先復旧の手順の作成等の措置は、別に定めるところによる。

（3）ガス

指定地方公共機関北海道ガス株式会社などガス事業者が行う利用者によるガス栓の閉止等、火災等の二次災害の防止のために必要などに関する広報等の措置は、別に定めるところによる。

（4）通信

電気通信事業者は津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保（非常用電源を含む）、地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。

指定公共機関東日本電信電話株式会社北海道事業部、同株式会社ＮＴＴドコモ北海道支社が行う電源の確保、通信手段の多重化・多様化に係る対策、地震発生後の輻輳対策等、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及方策等の措置は、別に定めるところによる。

（5）放送

① 放送事業者は、放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、強い揺れ（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、これら津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

② 放送事業者は、道、市町村及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波に関する情報等、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

③ 放送事業者は、地震・津波等に伴う避難指示等について町から放送の依頼があった場合には、放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。

④ 放送事業者は、発災後も円滑に放送を継続し、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報を報道できるようあらかじめ、必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防災措置を講ずるものとする。

6　交通対策

（1）道路

北海道警察及び道路管理者は、津波来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路としての使用が予定されている区間についての交通規制の内容を住民の安全確保を最優先するよう、相互に協議、連携し、広域的な整合性に配慮しつつ定めるとともに、事前の周知措置を講ずるものとする。

また、冬期においては、緊急輸送道路や避難場所へのアクセス道路等の除雪体制を優先的に

確保する対策を講ずるものとする。

（２）海上

第一管区海上保安本部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため、海域監視体制の強化、船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずるとともに、津波による危険が予想される場合に安全な海域へ船舶の退避等を実施する措置について、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ具体的に定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

港湾管理者は、津波が襲来するおそれがある港湾における港湾利用者の退避等の安全確保対策を講ずるものとする。

（３）交通応急対策等

このほか、地震・津波の発生に伴う交通応急対策等については、第４章第７節「交通応急対策計画」に定めるところによる。

7　町が管理又は運営する施設に関する対策

（１）不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、公民館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

①　各施設に共通する事項

ア　大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の入場者等への伝達

海岸近くにある施設については、大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の発表が行われる前であっても、強い揺れを感じたとき、または弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは直ちに避難するよう入場者等に対し伝達する。

なお、伝達方法等については、次の事項に留意する。

(ｱ)　入場者が極めて多数の場合は、これらの者が円滑に避難行動をとり得るよう情報の適切な伝達方法を考える等の措置を講ずること。

(ｲ)　避難所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう努めること。

イ　入場者等の避難のための措置

ウ　施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止装置

エ　出火防止措置

オ　飲料水、食料等の備蓄（避難所の指定を受けている施設）

カ　消防用設備の点検、整備

キ　非常用発電装置の整備、町防災行政無線、テレビ・ラジオ・パソコンなど情報を入手するための機器の整備・維持

ク　防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報

②　病　院

重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置を行う。

③　学　校

災害発生時の避難所となる学校にあっては、避難誘導のための措置を行うとともに、避難住民等の受入等に協力する。また、学校に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置を行う。

④　社会福祉施設

社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保及び避難誘導のための必要な措置を行う。なお、要配慮者の避難誘導方法に配慮し、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

（2）災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

①　災害対策本部等設置施設

本部等がおかれる庁舎等の管理者は、（1）の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

ア　自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保

イ　無線通信機等通信手段の確保

ウ　災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

②　避難所施設

避難所となる学校、社会教育施設等の管理者は、（1）の③又は④に掲げる措置をとるとともに、町が行う避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

（3）工事中の建築物に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断するものとし、特別の必要により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

8　迅速な救助

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び空港・港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図る。

第５節　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

施設等の整備は、計画的に行うものとし、災害時の拠点となる施設や主要な道路・港湾等の耐震診断・改修等の耐震化対策を特に推進する。

１　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

（１）整備方針

① 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備については、おおむね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業計画は、別途地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を踏まえ作成し、推進するものとする。

② 町は、施設等の整備の推進について、地震防災緊急事業五箇年計画及び日本海溝特措法を基本に、その必要性及び緊急度に従い、年次計画を作成し、実施するものとする。

③ 施設等の整備に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行うものとする。

④ 施設等の整備を行うに当たっては、交通、通信その他積雪寒冷地域における地震防災上必要な機能が確保されるよう配慮して行うものとする。

⑤ 具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

（２）整備すべき施設

① 避難場所

② 避難経路

③ 避難タワー、避難階段

④ 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

⑤ 消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路

⑥ 老朽住宅密集市街地における延焼防止上必要な道路、公園・緑地・広場その他の公共空地、又は建築物

⑦ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、漁港施設又は港湾施設

⑧ 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を地下に収容するための施設

⑨ 津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設

⑩ 避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上必要な砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設

⑪ 公的医療機関、休日夜間診療を行っている病院、社会福祉施設、小学校・中学校・不特定かつ多数の者が出入りする公的建造物の改築又は補強

⑫ 農業用排水施設であるため池で、避難路若しくは緊急輸送道路又は人家の地震防災上改修等整備が必要なもの

⑬ 地域防災拠点施設

⑭ 防災行政無線設備その他の施設又は設備

⑮ 飲料水、食糧、電力等の確保のため必要な井戸、貯水槽、水泳プール、備蓄倉庫、自家発電

設備その他の施設又は設備

⑯　救助用資機材その他の物資の備蓄倉庫

⑰　負傷者を一時的に受け入れ、保護するための救護設備その他の設備又は資機材

２　建築物、構造物等の耐震化

建築物、構造物等の耐震化については、第５章第１節「地震災害予防計画」及び同章第６節「建築物等災害予防計画」に定めるところによる。

また、具体的な計画については、大樹町耐震改修促進計画に定めるところによる。

３　避難所の整備

避難所については、今後、耐震化も含め整備等に努める。

４　避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備

避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備については、第３章第８節「消防計画」に定めるところによる。

５　緊急輸送を確保するため必要な道路又は漁港の整備

緊急輸送を確保するため必要な道路又は漁港の整備については、第５章第１節「地震災害予防計画」に定めるところによる。

６　通信施設の整備

通信施設の整備について、第４章第１節「災害情報通信計画」に定めるところによる。

第６節　防災訓練計画

町及び防災関係機関は、震災対策計画の熟知、関係機関相互の連携及び地域住民や自主防災組織等との協調体制の強化を目的として、海溝型地震を想定した防災訓練を実施する。

１　防災訓練

防災訓練は、毎年実施できるように努める。訓練内容は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達、その他の災害応急対策を中心とするとともに、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期にも訓練を行うことに配慮するものとする。

２　実践的な訓練実施

町は、道、防災関係機関、町内会及び自主防災組織等と連携して、次のような具合的かつ実践的な訓練を行う。

（１）要員参集訓練及び本部運営訓練
（２）避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
（３）大津波警報（特別警報）・津波警報・津波注意報の情報収集、伝達訓練
（４）必要な情報（災害の状況、避難訓練状況等）に関する道及び防災関係機関への伝達訓練

第７節　地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

町は、道、防災関係機関、町内会や自主防災組織と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

１　職員等に対する教育

町及び防災関係機関は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。なお、町職員に対する防災教育は、本部等に係る各班の所掌事務等を踏まえ、その内容は次の事項を含むものとする。

（１）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い、発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
（２）地震・津波に関する一般的な知識
（３）後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
（４）後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果すべき役割
（５）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
（６）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として、今後取り組む必要のある課題
（７）後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
（８）家庭内での地震防災対策の内容

２　住民等に対する教育・広報

町は、道や防災関係機関と協力して、住民等に対する教育・広報を実施する。

教育・広報は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位で行うものとし、その内容は、おおむね次の事項を含むものとする。

なお、その教育・広報の方法として、防災マップ等の印刷物、ビデオ等の映像、講演会等の実施など地域の実情に合せた、より具体的な手法により自助努力を促し地域の防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

（１）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
（２）地震・津波に関する一般的な知識
（３）後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
（４）後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合のおける出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
（５）正確な情報の入手方法
（６）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
（７）各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
（８）各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

（９）地域住民等自らが実施し得る、最低でも３日間分、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
(10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
(11) 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

３　児童、生徒等に対する教育・広報

学校においては、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。
（１）過去の地震及び津波災害の実態
（２）地震や津波の発生のしくみと危険性
（３）地震や津波に対する身の守り方と心構え
（４）地域における地震・津波防災の取組等

４　防災上重要な施設の管理者に対する教育・広報

町は、道や関係機関と連携し、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮するものとし、防災上重要な施設の管理者は、道、町が実施する研修に参加するよう努めるものとする。

５　自動車運転者に対する教育

道、北海道公安委員会は、自動車運転者がとるべき措置について教育・広報に努めるものとし、第５章第１２節「地震、津波に関する防災知識の普及・啓発に関する計画」に定めるところによる。

第８節　後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

日本海溝・千島海溝沿いでは、Mw7.0 以上の地震が発生した後、数日程度の短い期間をおいて、Mw８クラス以上の地震が続いて発生するなど、後発地震が発生した事例もあることから、実際に後発地震が発生する確率は低いものの、巨大地震が発生した際の甚大な被害を少しでも軽減するため、国からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信を受け、道及び市町村等から地域住民に対して注意を促すものとする。

１　後発地震への注意を促す情報等の伝達、道の災害に関する組織等の設置等

（１）後発地震への注意を促す情報の伝達

後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達については、気象庁及び消防庁からの伝達を道で受けた後、市町村へ伝達のほか、次の事項にも配慮する。

① 防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主消防組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範囲に伝達を行うものとする。

② 地域住民等に対する後発地震への注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。

③ 状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等が正確に理解できる平明な表現を用いて、反復継続して行うよう努めるものとする。

④ 外国人等の特に配慮を要する者に対する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう務めるものとする。

（２）後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

町は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

（３）災害応急対策をとるべき期間等

町は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から１週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

第９節　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う地区ごとに、実施すべき事業の種類並びに目標及び達成期間は、次のとおりとする。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施されるべき事業の種類	目　標	達　成　期　間
旭地区	避難施設その他の避難場所の整備に関する事業	１箇所	令和７年度～８年度
浜大樹地区	避難施設その他の避難場所の整備に関する事業	１箇所	令和７年度～８年度